

川崎市公報

毎月2回10日・25日発行
発行所 川崎市役所
印刷所 (株) 東 洋

購 読 料 (前納)
1 年 10,800 円
1 箇月 900 円

目 次

条 例

- ◇川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 (第21号) 903
- ◇川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (第22号) 903
- ◇川崎市市税条例の一部を改正する条例 (第23号) 904
- ◇川崎市手数料条例の一部を改正する条例 (第24号) 905
- ◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例 (第25号) 905
- ◇川崎市建築基準条例の一部を改正する条例 (第26号) 905
- ◇川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例 (第27号) 907
- ◇川崎市特別工業地区建築条例の一部を改正する条例 (第28号) 909
- ◇川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例 (第29号) 909
- ◇川崎市住宅基本条例の一部を改正する条例 (第30号) 934
- ◇川崎市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例 (第31号) 934

規 則

- ◇川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (第58号) 934
- ◇川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則 (第59号) 934
- ◇川崎市建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (第60号) 935
- ◇川崎市使用済自動車の再資源化等に

- 関する法律施行細則 (第61号) 936
 - ◇川崎市旅館業法施行細則の一部を改正する規則 (第62号) 939
 - ◇川崎市興行場法施行細則の一部を改正する規則 (第63号) 939
 - ◇川崎市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則 (第64号) 942
 - ◇川崎市福祉のまちづくり条例施行規則及び川崎市都市景観条例施行規則の一部を改正する規則 (第65号) 942
 - ◇川崎市エネルギーの使用の合理化に関する法律第25条第6項に規定する身分を示す証明書の様式を定める規則 (第66号) 942
 - ◇川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (第67号) 943
 - ◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (第68号) 943
 - ◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 (第69号) 944
 - ◇川崎市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則 (第70号) 945
- 告 示
- ◇電線共同溝を整備すべき道路の指定 (第318号) 945
 - ◇川崎市排水設備指定工事店の指定 (第319号) 946
 - ◇結核予防法による指定医療機関の指定 (第320号) 948
 - ◇川崎市下作延中央保育園の指定管理者の指定 (第321号) 948
 - ◇自転車等放置禁止区域の指定 (第322号) 948
 - ◇自転車等放置禁止区域の名称変更 (第323号) 949
 - ◇専決処分した予算の公表について

に、

鉛及びその化合物	検液1リットルにつき鉛として0.01ミリグラム	乾土1キログラムにつき鉛として600ミリグラム
六価クロム化合物	検液1リットルにつき六価クロムとして0.05ミリグラム	
砒素及びその化合物	検液1リットルにつき砒素として0.01ミリグラム	乾土1キログラムにつき砒素として50ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	検液1リットルにつき水銀として0.0005ミリグラム	乾土1キログラムにつき水銀として3ミリグラム

を

鉛及びその化合物	検液1リットルにつき鉛として0.01ミリグラム	土壌1キログラムにつき鉛として150ミリグラム
六価クロム化合物	検液1リットルにつき六価クロムとして0.05ミリグラム	土壌1キログラムにつき六価クロムとして250ミリグラム
砒素及びその化合物	検液1リットルにつき砒素として0.01ミリグラム	土壌1キログラムにつき砒素として150ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	検液1リットルにつき水銀として0.0005ミリグラム	土壌1キログラムにつき水銀として15ミリグラム

に、

セレン及びその化合物	検液1リットルにつきセレンとして0.01ミリグラム	
ほう素及びその化合物	検液1リットルにつきほう素として1ミリグラム	
ふっ素及びその化合物	検液1リットルにつきふっ素として0.8ミリグラム	
ダイオキシン類		乾土1グラムにつきダイオキシン類として1,000ピコグラム

を

セレン及びその化合物	検液1リットルにつきセレンとして0.01ミリグラム	土壌1キログラムにつきセレンとして150ミリグラム
ほう素及びその化合物	検液1リットルにつきほう素として1ミリグラム	土壌1キログラムにつきほう素として4,000ミリグラム
ふっ素及びその化合物	検液1リットルにつきふっ素として0.8ミリグラム	土壌1キログラムにつきふっ素として4,000ミリグラム
ダイオキシン類		土壌1グラムにつきダイオキシン類として1,000ピコグラム

をに改め、備考1を削り、同表備考2中「備考3」を「2」に改め、同表備考2を同表備考1とし、同表備考3を同表備考2とし、同表備考4第1号中「カドミウム及びその化合物」の次に「シアン化合物」を、「鉛及びその化合物」の次に「六価クロム化合物」を、「水銀化合物」の次に「セレン及びその化合物、ほう素及

びその化合物、ふっ素及びその化合物」を加え、「市長が別に定める方法」を「土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）に基づく土壤含有量調査に係る測定方法（平成15年環境省告示第19号）」に改め、同表備考4を同表備考3とし、同表備考5を同表備考4とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。ただし、第33条の改正規定は同年7月1日から、第70条第1項第1号ア(ア)の改正規定（「並びに第23号及び第24号」を「第23号から第25号まで及び第27号」に改める部分に限る。）及び第74条第2項第4号の改正規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則別表第15の規定は、この規則の施行の日以後に行われる調査について適用し、同日前行われた調査については、なお従前の例による。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年6月30日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市規則第69号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成14年川崎市規則第37号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成16年6月30日」を「平成19年6月30日」に改める。

附則別表中

ほう素及びその化合物	電子部品製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	1リットルにつきほう素として25ミリグラム
	電気めっき業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	1リットルにつきほう素として70ミリグラム
	温泉を利用する事業所	1リットルにつきほう素として500ミリグラム

を

ほう素及びその化合物	電気めっき業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	1リットルにつきほう素として50ミリグラム
	温泉を利用する事業所	1リットルにつきほう素として500ミリグラム

に、

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	鉄鋼業（ステンレス酸洗工程を有するものに限る。）	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量135ミリグラム
	し尿処理施設	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量200ミリグラム
	電子部品製造業	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量730ミリグラム
	電気めっき業	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量800ミリグラム

を

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	電気めっき業	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量500ミリグラム
-------------------------------	--------	--

に改める。

附 則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

川崎市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年6月30日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市規則第70号

川崎市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

川崎市職員特殊勤務手当支給規則（昭和42年川崎市規則第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1 理化学検査等従事手当の項中「、建設局水質管理課又は水処理センター水質係」を「又は建設局水質管理課」に改め、「感染症病原体接触手当(2)」の次に「又は汚泥処理等作業手当」を加え、同表福祉業務手当の部(3)の項中イを削り、ウをイとし、エを削り、同表保育士手当の項を次のように改める。

保育業務手当	(1)	月額	7,100円	保育園、しいのき学園、ヒルズすえなが又は児童相談所に勤務する保育士（園長を除き、児童指導員を含む。）
	(2)	月額	6,000円	保育園に勤務する保育士（園長に限る。）
	(3)	月額	5,400円	地域療育センターに勤務する保育士（児童指導員を含む。）

(4)	月額	4,400円	保育園に勤務する栄養士、調理師、調理員及び用務員
-----	----	--------	--------------------------

別表第1 保育補助手当の項及び水処理センター等勤務手当の項を削り、同表汚泥等処理作業手当の項を次のように改める。

汚泥処理等作業手当	従事した日 1日につき	500円	水処理センター若しくは下水道事務所管理課に勤務する職員（一般事務職を除く。）又は建設局水質管理課に勤務する職員（工場排水指導の業務に従事する職員を除く。）が、汚泥等に接触して行う処理作業又は毒物若しくは劇物を使用した理化学試験若しくは検査の業務に従事したとき。
-----------	----------------	------	--

別表第1 規則勤務手当の部(4)の項を次のように改める。

(4)	月額	給料月額 の100分の3に 相当する額	正規の勤務時間が日曜日及び土曜日に割り振られている職員（環境局の生活環境部若しくは施設部又はそれらの部に属する事業所に勤務する職員のうち行政職給料表(2)の適用を受ける者及び総務局危機管理室又は消防局に勤務する職員を除く。）
-----	----	---------------------------	--

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成16年7月1日から施行する。
(不規則勤務手当に関する経過措置)
- 改正後の規則別表第1の規定にかかわらず、改正前の規則別表第1 不規則勤務手当の部(4)の項に規定する者のうち正規の勤務時間が日曜日又は土曜日に割り振られている者（時間差手当の支給を受ける者、環境局の生活環境部若しくは施設部又はそれらの部に属する事業所に勤務する職員のうち行政職給料表(2)の適用を受ける者及び総務局危機管理室又は消防局に勤務する者を除く。）には、この規則の施行の日から平成17年3月31日までの間、なお従前の例による不規則勤務手当(4)を支給する。この場合において、同項中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

告 示

川崎市告示第318号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成16年6月16日

川崎市長 阿 部 孝 夫